

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付及び療養補償給付を支給しない旨の処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けをもってこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

2 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

本件の場合、A会社発行の郵便物等配達証明書（お問い合わせ番号〇号）によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は、平成〇年〇月〇日であり、本件再審査請求の請求期間は、当該配達された日の翌日から起算して60日目にあたる日である平成〇年〇月〇日までとなる。

しかるに、請求人が労働保険再審査請求書を当審査会に提出したのは、平成〇年〇月〇日である。

したがって、本件再審査請求は、法定の請求期間を徒過してなされたものである。

3 ところで、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を徒過してされた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならないものと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみると、請求人は平成〇年〇月〇日当審査会受付の文書において、「以前から通院していたB病院に3年間も通院していたが、足、腰及び手がしびれ、痛みがひどく歩行できなくなり、CのD病院を紹介されて行ったところ、B病院での治療が加齢や高血圧等成人病の治療をしているために治らないのではないかとわれ、現在E病院に通院中です。今でも、手、足、腰及び臀部等が痛い。寒い時等は足を引きずりながら歩いています。これから寒くなると左側全部がしびれや痛みが増して来ています。」と述べている。

しかしながら、請求人の述べる理由は、少なくとも天災その他客観的にみて、一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるような事情があったことについて疎明があったものとは認めることができない。

- 4 以上のとおりであるから、本件再審査請求は、請求期間を徒過してされており、その徒過したことについて「正当な理由」があることの疎明がないものと判断する。

したがって、本件再審査請求は、労審法第38条第1項の規定による請求期間を徒過した不適法なものであり、同法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって主文のとおり裁決する。